

就労継続支援 A 型事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

就労継続支援 A 型事業所に係る令和 7 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出
について（通知）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、介護給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月 15 日以前
に届出がなされた場合には翌月から、16 日以降に届出がなされた場合には、翌々月から算定を開始する
とされています。ただし、令和 7 年 4 月の基本報酬及び加算算定においては、次のとおり取り扱います
のでお知らせします。各種基本報酬及び加算の要件及び施設状況を確認の上、必要書類の提出をお願い
します。

1 就労継続支援 A 型の基本報酬区分の届出について

就労継続支援 A 型において、**令和 7 年 4 月 1 日時点で指定を受けているすべての事業所は、基本報酬区分の届出が必要になります。**提出期限までに届出がなかった場合は、基本報酬を正確に設定できないため、各サービスにおける基本報酬算定区分のうち最下位の区分とさせていただきますので、十分御注意ください。

なお、令和 7 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定の取り扱いについては、年度末に厚生労働省から発出される「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（障発 0 3 3 0 第 5 号令和 3 年 3 月 3 0 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を御確認ください。

2 加算等による届出の要否

基本報酬区分の届出はすべての事業所が必要となりますが、各種加算様式については、令和 7 年 4 月分報酬から変更がある事業所のみ、各種加算様式の提出が必要となります。

新たに加算を算定する場合	届出が 必要 令和 7 年 4 月 15 日（火） まで
加算の区分を変更する場合	
加算を算定しなくなる場合	
利用日数の特例を令和 7 年度も適用を受ける場合	
昨年度と同様の内容で継続して報酬算定する場合	届出は不要
従業員の変更があるが、加算やサービス費に影響がない場合	

3 提出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧

- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・人員基準適合確認シート
- ・就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（別紙 39 及び別添）

（加算等による届出が必要な場合）

⇒ その他資料（届出様式内のサービス種類別提出書類一覧を参照し、変更により提出が必要な様式を添付してください。）

※「就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（別紙 39 及び別添）」については、**全事業所届出が必要となります。**

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「8-4. 令和7年度体制届に関するお知らせ（者）」

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=287>

<提出先>

○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 宛

※ 封筒に「(サービス名) 体制届 在中」と記載してください

※ 郵便料金不足で送られてくるケースが増えています。郵便料金不足の場合、受領できません。不足していた場合、不足分納付のために来庁が必要となりますので、十分に御注意ください。(2024年10月1日から郵便料金が変わっています。)

○持参の場合

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当（川崎市役所本庁舎12階）

※FAX、メールでの御提出は受付いたしません。

4 提出期限

令和7年4月15日（火）必着

5 留意事項

(1) 体制届を提出する際は、提出書類一覧のとおり、様式第1号を先頭として並べてサービス種類ごとにクリアファイル等に入れて提出をお願いいたします。なお、福祉・介護職員処遇改善加算等計画書や変更届出書等と同封して郵送いただいても構いませんが、必ずクリアファイルごとに分けて提出をお願いいたします。

※ 複数の事業所をまとめて提出する場合も、各事業所のサービスごとにクリアファイルに入れて提出をお願いいたします。

※ 令和7年度については、体制届は紙媒体にて申請を行ってください（電子申請不可）。

(2) 就労継続支援A型事業者は、利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、運営状況を評価し、1年に1回以上（原則毎年度4月中）、評価結果をインターネット

の利用その他の方法により公表することとされています。

- (3) 令和7年度障害福祉サービス等処遇改善計画書については、算定される事業所のみ届出が必要となります。届出の締切りは、令和7年4月15日(火)です。令和7年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の案内の詳細や様式、事務処理手順、周知用リーフレットについては次の箇所に令和7年3月31日頃、神奈川県にて掲載予定です。

<掲載場所>

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→6. お知らせ(県内共通)→3. 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ

問合せ先
障害者施設指導課事業者指定担当
電話：044(200)2927
FAX：044(200)3932